公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 スポーツクライミング日本代表チームに関わる規程

(目 的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「本協会」という。) が、派遣するスポーツクライミング日本代表選手(以下「代表選手」という。)及 び帯同するスタッフを併せた日本代表チーム(以下「代表チーム」という。)に関 し必要な事項を定めることを目的とする。

(行動規範)

第2条 代表チームは別に定める行動規範に則り、社会規範を遵守して行動すること。

(代表選手の選考)

第3条 本協会は代表選手の選考方法を派遣する当該年の1月または選考競技大会の 1ヶ月前までに発表する。

(代表ユニフォーム)

第4条 本協会は国際スポーツクライミング連盟(以下「IFSC」という。)が定める 規則に適応した別項に定めるユニフォームを代表チームに支給する。

(肖像権)

第5条

- 1 本協会は、第4条に定めるユニフォームを着用した代表選手の肖像等(本協会登録選手規程第7条第1項に定める「肖像等」と同じ)について、使用及び第三者に対する許諾ができるものとする。
- 2 本協会は、第1項の代表選手の肖像等を本協会の広報及び広告宣伝活動等に無償で使用することができる。
- 3 本協会が、代表選手の肖像等を第三者に使用許可したことによる対価は本協会に属 するものとする。
- 4 代表選手が、ユニフォームを着用してテレビ及びラジオ番組または催事等に出演して第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。
- 5 代表選手が、本条第1項に規定した肖像等を自ら商業的に使用し、または本協会以外の者に商業的に使用させる場合には、本協会に対し、その使用者及び使用内容等を示した書面により事前に届出をしなければならない。

(放送権)

第6条

- 1 本協会が主催する競技大会または催事に関するテレビ放送, ラジオ放送, インターネット放送およびモバイル放送の放送権は, すべて本協会に帰属する。
- 2 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程は、常務理事会の議決により変更することができる。

(附 則)

- 1. この規程は、平成27年5月16日から施行する。
- 2. 平成 29 年 9 月 3 日改定